

パワーハラ法制等説明会

行政当局の担当官による法律、省令、指針等の説明

パワーハラスメント対策を事業主に義務付ける法律が近く施行されます。同時に、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止義務が強化されます。関係政省令、指針等について東京労働局の担当官が説明するセミナーです。

■ 主な内容 (各会場とも同内容)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の内容のうち、パワーハラスメント防止法制及びハラスメント対策の強化に関する部分等の説明。

- 事業主が理解すべきハラスメント対策の詳細
- 改正法に基づく行政指導、紛争解決等行政庁の関与の内容と想定される事例
- 事業所の法令対応に際して、実務的に留意すべき事項
- その他（一般事業主行動計画の策定・届出等）

■ 講師 東京労働局 雇用環境・均等部 担当官

■ 受講対象 経営担当者 労務管理担当者

■ 受講料 無料

開催日・場所

2020年3月19日（木）

【中央会場】

中労基協ビル 4 階ホール(80 人)
千代田区二番町 9-8

2020年3月24日（火）

【立川会場】

トヨタドライビングスクール東京
本館3階ホール（150 人）
立川市羽衣町 1-3-4

■ 時 間 午後 2 時（午後 1 時 30 分開場）から午後 4 時 30 分（各会場とも同じ）

■ お申込 裏面をご覧ください

■ お問い合わせ 公益社団法人東京労働基準協会連合会 千代田区二番町 9-8 電話 03-6380-8305

主催団体



東基連

公益社団法人 東京労働基準協会連合会
TOKYO FEDERATION OF LABOUR STANDARDS ASSOCIATIONS

■ 本部 中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹 ■

(一社)三田労働基準協会 (一社)品川労働基準協会 (一社)大田労働基準協会
(一社)新宿労働基準協会 (一社)池袋労働基準協会 町田労働基準協会

ベーシックセミナー2019 第4回

お申込から受講まで

- (1) 申込 (公社) 東基連のホームページ <https://www.toukiren.or.jp> の「セミナー・各事業」→「セミナー・大会関係」→「ベーシックセミナー」から Web 申込をお願いいたします。インターネット環境のない方は、セミナー担当(03-6380-8305)までお問合せください。
- (2) 受講票 受付後、返信メールを送信いたします。この返信メールが受講票になりますので、プリントアウトして、受講当日、会場にてご提出ください。(お申込後4日過ぎても返信メール未着の場合、お手数ですがセミナー担当(03-6380-8305)までご連絡をお願いいたします。)
- (4) 受講当日 返信された受講票(上記「(2)受講票」)を、セミナー会場受付にご提出ください。

ご記入いただいた個人情報は、本講習の実施のため以外には使用しません。

会場案内

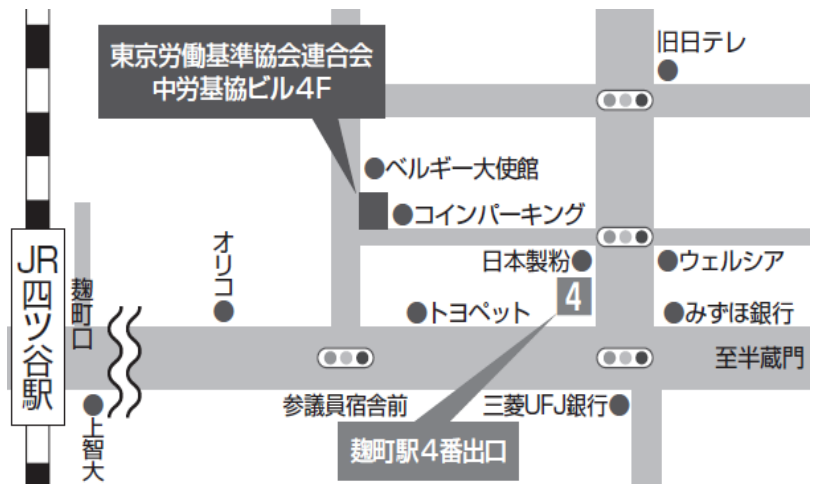
【中央会場】

3月19日(木)14時(開場13時30分)

中労基協ビル4階ホール(80人)

千代田区二番町 9-8

- 地下鉄有楽町線 麹町駅
4番出口徒歩4分
- JR 四ツ谷駅 麹町口 徒歩8分



【立川会場】

3月24日(火)14時

(開場13時30分)

トヨタドライビングスクール東京

本館3階ホール(150人)

立川市羽衣町 1-3-4

- JR 立川駅 南口 徒歩10分

